

常任委員会の審査報告

総務常任委員会

地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例制定等について

問 固定資産税の不均一課税は本社機能の移転及び地方にある本社機能の拡充に適用されるが、本社機能の定義とは何か。また、適合する規模等の要件はあるのか。

答 本社機能とは、全社的な業務を行う部門等であり、その部門が移転・拡充された場合に適用され、工場、店舗、営業所には適用されない。また、当制度は県の地域再生計画に適合する事業所に対して行うものであり、要件については、移転型、拡充型共に、土地、建物、構築物等の取得価格が2,000万円以上であり、従業員数が10人以上増加することなどがあり、かつ移転型の場合は、移転先従業員の過半数が東京23区から移転することなどを要件としている。

問 地方特例交付金について、当市の住宅ローン特別控除を受けた人数とその金額は。

答 地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴い地方公共団体の減収を補填するもので、平成27年度に控除を受けたのは633人で、補填された金額は1,850万5千円である。

問 定住促進住宅取得奨励金について、これまでの実績と今後の見込みについてはどのように考えているか。

答 7月末現在で、27件、1,878万円の申請があった。今後、安達駅周辺地域で多くの宅地分譲があり、奨励金の申請も増加すると見込まれるため増額したものである。

問 土地開発基金から一般会計に売却する土地の内訳は。また、基金に対する利子はどの程度か。

答 平成15年度に取得した旧グリーンピア二本松の土地、建物、構築物分として1億8,633万5千円で利子は0.03%、平成25年度に取得した霞ヶ城公園前整備事業用地が3,871万6千円で利子が0.025%である。なお、利子については、取得した当時の大口定期預金の利率を参考にしている。



机上審査の様子

市民産業常任委員会

一般会計補正予算等について

問 住民基本台帳事務の中で、通知カード・個人番号カード関連事務交付金が増額となった理由はなにか。

答 28年度予算の編成時に国から示された本年度の交付予定金額は527万円であったが、マイナンバーカードの交付・作成のピークが本年2月、3月となったため、その部分を国が整理し、28年度交付金が増額となった。

問 放射能対策事業の中で、仮置場の土地借上料について、他の市町村と比較した場合、当市が支払っている賃借料はどの程度なのか。

答 国では、賃借料についての基準等は設けておらず、各自治体の判断となっている。今回新たに見直しをする賃借料で算出した場合、県北管内では中位程度となる見込である。



現地調査の様子(大平地内農地災害)

9月8日に付託された各議案は、9月13日～15日にかけて、各常任委員会で詳細な審査が行われ、最終日28日の本会議で、各常任委員長から審査の経過と結果が報告されました。各常任委員長から報告された審査の主な状況をお知らせします。

建設水道常任委員会

市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定等について

問 今回用途廃止となる市営住宅の壇ノ平、田中、石井の3団地の今後については。

答 それぞれの跡地は普通財産として所管替え、管理されていくが、田中団地の跡地は 住民センターの駐車場としての利用も検討されている。

問 道路の破損による事故を未然に防ぐため、他市で事例もある、スマートフォンによる住民からの情報提供により、現場の状況がすぐに確認できる仕組み作りなどを検討してはどうか。

答 今後の研究課題としたい。また、地域住民から情報提供が得られるよう、区長会議等を通して啓蒙活動も行っていきたい。

問 土木施設単独災害復旧事業における災害の件数、主な内容については。

答 8月2日及び17日の大雨により被災した箇所が、合わせて114箇所、そのうち二本松地域が48箇所、安達地域8箇所、岩代地域43箇所、東和地域15箇所。道路路肩の崩落、切土法面の崩落が主なものである。



現地調査の様子(市道大原・高槻線 木幡地内)

文教福祉常任委員会

一般会計補正予算等について

問 老人福祉施設等整備事業について、介護ロボット導入に対する補助金の補助率は。また、介護ロボットには様々なタイプのものがあるが、補助対象の規定・範囲はあるのか。

答 補助金は率ではなく、1事業所あたり上限92万7千円である。補助対象となるロボットの指定がされている訳ではなく、介護する側及び介護される側の負担軽減になると国に認められたものが対象となる。

問 認定こども園整備事業について、補助金での新規施設整備による市内の待機児童の推移は。

答 新規施設整備により受け入れ可能定員の総人数は増加するが、待機児童は0歳から2歳までの低年齢児が多いため、年齢別に見ると待機児童解消は難しいので、低年齢児の受け皿を確保していく必要がある。

問 二本松市介護保険特別会計の債務負担行為の補正について、地域包括支援センターを直営から事業所に委託する費用の積算根拠は。

答 6生活圏域全体で、まず、市の条例で定める必要最低人員14人に加算枠として7人の専門職を加え、更に事務員を各所に1人ずつの6人として人件費を算出。次に、管理費として、算出した人件費の10%を加算し委託費として算出した。ただし、これはあくまで最大値であるので、今後委託業者と交渉していく。



机上審査の様子